

# 平成23年度 事業評価（事業活動記録）

事業No. 213

政策体系	14	事業分類	ソフト事業	所管部局	福祉部 健康課
会計	一般会計	科目	3. 民生費 - 1. 社会福 - 3. 障害者 現年		
事業名	地域生活支援事業				
細事業名	日中一時支援・生活サポート事業				
評価表作成者				市民福祉部 社会福祉課	小越 清美

## 1. 事業の概要

日中、障がい者福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等において、障がいのある人等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練を支援する。また、日常生活に関する支援を行わなければ支障をきたす場合に、居宅介護従事者を派遣し必要な生活支援・家事援助を行う。

## 2. 事業の目的と必要性

### ① 施策で目指す目標との関連付け

障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的としている。

### ② 事業を実施する必要性

自立支援法に基づく介護給付、介護保険サービス等で利用希望者のニーズが支援できない場合があるため実施が必要。

## 3. 事業費の推移

	単位	平19決算	平20決算	平21決算	平22決算	平23予算	平24計画	平25計画
決算額または計画額	千円	12,731	15,716	20,859	23,323	23,580	20,000	20,000
うち一般職・嘱託職・臨時職の給与および共済費等	千円	0	0	0	0	0	0	0
財源内訳	使用料・手数料等	千円	0	0	0	0	0	0
	国・府支出金	千円	0	0	16,973	15,916	17,685	15,000
	地方債	千円	0	0	0	0	0	0
	一般財源	千円	12,731	15,716	3,886	7,407	5,895	5,000
職員等の従事人員	人/年	—	0.20	0.20	0.32			
人件費	千円	—	1,484	1,656	2,678			
事業費総額	千円	—	17,200	22,515	26,001			

※事業費を要しない場合は「0」、事業を実施しない場合は「空白」で表示。  
 ※千円未満を四捨五入し表示しているため、合計等が一致しない場合がある。

## 4. 主な事業費の内訳

日中一時支援事業委託料	22,892,824円
生活サポート事業委託料	430,650円

## 5. 事業結果の概要

サービスを利用された日中一時支援委託業者・生活サポート委託事業者に対して、委託料を支払う。

## 6. 活動の詳細

受託事業所に対して、サービス利用の委託料の支払いを行う。	月に1回	受託事業所 8ヶ所
対象者からの申請を審査し、サービス利用決定通知を交付する。	申請により随時	

## 7. 所属長評価 [平成20年度から改善した点、今後の展開など]

利用者ニーズと事業の適正な実施について、2市1町で調整し、実施している。障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する事業として必要であり、利用も増加している。今後も障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業として、2市1町で歩調を合わせて実施する。

### 【参考】過年度の評価

#### ■平成22年度の所属長評価

利用者ニーズと事業の適正な実施について、2市1町で議論した。  
障がいのある人等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保する事業として必要である。  
今後も障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業として、2市1町で歩調を合わせて実施する。

#### ■平成21年度の所属長評価

- ①有効性・効率性を向上させるため、担当職員と議論を重ねた点  
利用者ニーズと事業の適正な実施について、2市1町で議論した。
- ②当該事業のアピール事項
  - ・障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業であり、指定事業者に委託している。
  - ・平成21年4月から南丹市子育て発達支援センターにおいても実施している。
- ③反省点、今後の展開・方向性等  
障害者自立支援法に規定された、市町村地域生活支援事業として、2市1町で歩調を合わせて実施する。